



富田林市公告第52号

金剛駅周辺まちなかウォーカブル推進業務の受注候補者をプロポーザル方式にて選定するので、次のとおり告示する。

令和7年5月8日

富田林市長 吉村善美



1 業務概要

- (1) 業務名 金剛駅周辺まちなかウォーカブル推進業務
(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容 本業務仕様書のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案限度額 3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和7年4月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 富田林市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 富田林市入札等参加停止要綱(令和2年富田林市要綱第7号)に基づく参加停止の措置を受けていないこと。また、同要綱第3条及び同要綱別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (3) 令和2年度以降において、本業務と同内容又は類似した業務の元請け実績を有すること。
- (4) 本業務を履行するにあたり、自らの組織と雇用関係にあるものを担当者として配置できること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱(平成23年富田林市要綱第85号)に基づく入札等排除措置を受けていないこと。また、同要綱第4条の2及び同要綱別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

3 選定手順

受注候補者の選定は、本業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(1) 参加資格確認

上記の参加資格を満たしているかを、参加表明書、会社概要書等により確認する。

(2) 審査（書類審査・プレゼンテーション等）

各提案事業者から提出のあった企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者1者、次点受注候補者1者を選定する。

なお、応募者が1者の場合についても、上記と同様の審査を行い、委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受注候補者として選定する。

4 手続等

(1) 事務局

富田林市 まちづくり部 金剛地区再生室

住所 〒584-0084 大阪府富田林市桜ヶ丘町2番8号

電話番号 0721-25-1000（内線 452、459）

電子メールアドレス kongo-saisei@city.tondabayashi.lg.jp

市ウェブサイト

URL <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/104/124417.html>

(2) 募集要領等の交付

①交付期間 令和7年5月9日（金）午前9時から

令和7年5月30日（金）午後5時30分まで

②交付方法 市ウェブサイトで交付

(3) 参加表明書等の提出

①提出期限 令和7年5月9日（金）午前9時から

令和7年5月30日（金）午後5時30分まで

②提出方法 電子メール

(4) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和7年6月2日（月）午前9時から

令和7年6月13日（金）午後5時30分まで

②提出場所

（持参の場合）すばるホール 4階 金剛地区再生室

住所 〒584-0084 大阪府富田林市桜ヶ丘町2番8号

土日祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

（郵送の場合）富田林市役所 金剛地区再生室

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

令和7年6月13日（金）午後5時30分まで（必着）

③提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）併せて電子メール

（5）審査日程

①審査（書類審査・プレゼンテーション等）

日程 令和7年7月4日（金）（予定）※別途通知します。

5 その他

①本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。

②原則として、提出された書類等は返却しない。

③提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。

④提出された書類は、審査目的外の使用はしない。

⑤提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。

⑥提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。

⑦参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

⑧本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

⑨審査結果に対する異議は一切認めない。

以上